

令和4年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

令和 4年 8月25日

滋賀県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2に規定の「協議会」に位置づけるものとし、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）研修・基準類の説明会等の調整
- （2）点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- （3）点検・措置状況の集約・評価・公表
- （4）点検業務の発注支援
- （5）技術的な相談対応
- （6）その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

（組 織）

第4条 会議は、滋賀県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2. 会議には、会長及び副会長2名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長、副会長は滋賀県土木交通部道路保全課長、西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成員は「別表」のとおりとする。
5. 会長は、個別課題等について検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所に置く。
7. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会」を設置するものとする。
なお、滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会会則は、別途定めるものとする。
8. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「跨道施設連絡部会」を設置するものとする。

9. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる「滋賀県道路鉄道連絡会議」を設置するものとする。なお、滋賀県道路鉄道連絡会議規約は、別途定めるものとする。

（会議の運営）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2. 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。
3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

（事務局）

第6条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所に置く。

3. 事務局は次の事項について調整する。

- （1）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- （2）会議における審議議題の調整
- （3）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- （4）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする

（附則）

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。
 本規約は、平成27年 1月 6日から改正する。
 本規約は、平成27年 6月 1日から改正する。
 本規約は、平成29年 2月 2日から改正する。
 本規約は、平成29年 7月13日から改正する。
 本規約は、令和 元年 7月30日から改正する。
 本規約は、令和 2年 8月28日から改正する。
 本規約は、令和 3年 8月26日から改正する。
本規約は、令和 4年 8月25日から改正する。

滋賀県道路メンテナンス会議 規約（改正案）

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	都市建設部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	近畿道路メンテナンスセンター長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
事務局	滋賀県建設技術センター	理事
	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 名簿(案)

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	建設部長
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	都市建設部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	まち整備部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	近畿道路メンテナンスセンター長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	企画統括課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
事務局	滋賀県建設技術センター	理事
	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会」（以下、「連絡調整部会」という。）と称する。

（目的）

第2条 連絡調整部会は、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 連絡調整部会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」の下部組織として設置する。

2. 連絡調整部会には、部会長を1名置くものとし、部会長は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所副所長とする。
3. 連絡調整部会構成員は「別表」のとおりとする。

（業務）

第4条 連絡調整部会は、その目的を達成するために、次の事項について情報共有及び協議・調整を行う。協議・調整の結果は、滋賀県道路メンテナンス会議にて報告するものとする。

- （1）研修・基準類の説明会等の調整
- （2）点検・措置状況の集約・評価・公表
- （3）技術的な相談対応
- （4）その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

（会議の開催）

第5条 連絡調整部会は、必要に応じて開催するものとする。

2. 連絡調整部会は、必要に応じて部会長の指名する者の出席を求めることができるものとする。
3. 連絡調整部会に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

（事務局）

第6条 連絡調整部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 連絡調整部会の事務局は、滋賀県道路メンテナンス会議の事務局が兼ねるも

のとする。

3. 事務局は次の事項について調整する。
 - （1）連絡調整部会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - （2）連絡調整部会における情報共有及び協議・調整の連絡調整
 - （3）会則の策定・改正・廃止等に係る調整
 - （4）その他、連絡調整部会の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第7条 本会則の改正等は、連絡調整部会の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本会則に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（付則）

この会則は、令和 2年 8月28日から適用する。
この会則は、令和 3年 8月26日から適用する。
この会則は、令和 4年 8月25日から適用する。

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 名簿

	所属	役職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所 副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課 課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路建設課長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	都市経済部 建設管理課長
	栗東市	建設部 土木管理課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部 建設管理課長
	湖南市	建設都市部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 管理課長
	近江八幡市	都市整備部 管理調整課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

【別表】

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 名簿(案)

	所属	役職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所 副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課 課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路建設課長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	都市経済部 道路河川課長
	栗東市	建設部 土木管理課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部 建設管理課長
	湖南市	都市建設部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 道路課長
	近江八幡市	都市整備部 管理調整課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	まち整備部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画第一課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

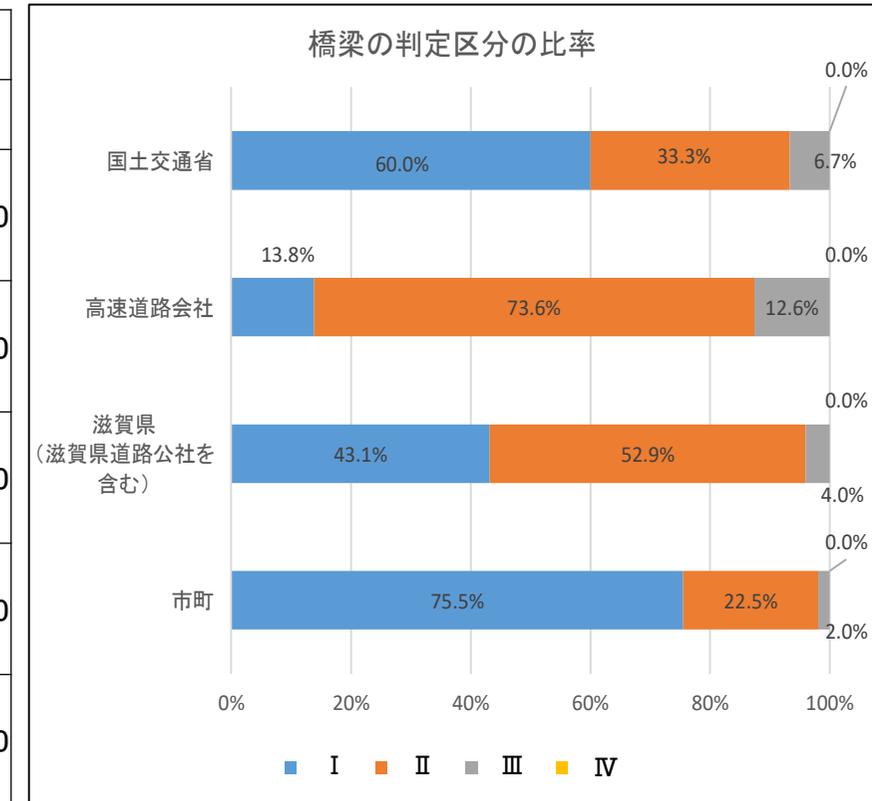
滋賀県内の令和3年度点検結果の速報について（橋梁）

- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が69橋、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が692橋となっている。

令和3年度管理者別点検速報（橋梁）

令和4年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	751	165	99	55	11	0
高速道路会社	403	87	12	64	11	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,085	452	195	239	18	0
市町	7,851	1,483	1,120	334	29	0
合計	12,090	2,187	1,426	692	69	0



※ 管理施設数は令和3年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

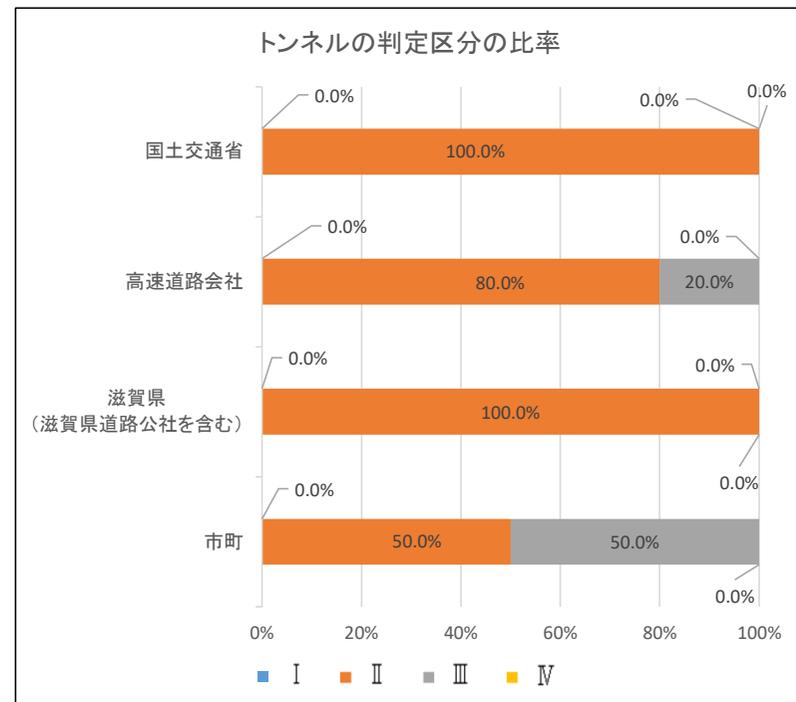
滋賀県内の令和3年度点検結果の速報について（トンネル）

- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が2本、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が15本となっている。

令和3年度管理者別点検速報(トンネル)

令和4年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	12	3	0	3	0	0
高速道路会社	20	5	0	4	1	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	53	7	0	7	0	0
市町	10	2	0	1	1	0
合計	95	17	0	15	2	0



※ 管理施設数は令和3年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

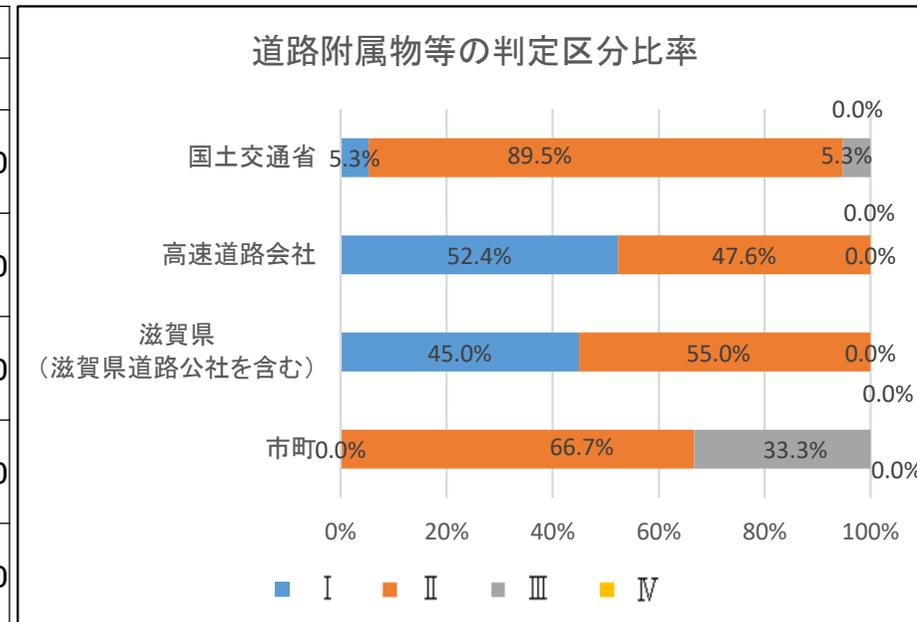
滋賀県内の令和3年度点検結果の速報について（道路附属物等）

- 滋賀県内における道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における道路付属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が2箇所、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が50箇所となっている。

令和3年度管理者別点検速報（道路附属物等）

令和4年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	93	19	1	17	1	0
高速道路会社	273	42	22	20	0	0
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	65	20	9	11	0	0
市町	37	3	0	2	1	0
合計	468	84	32	50	2	0



※ 管理施設数は令和3年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

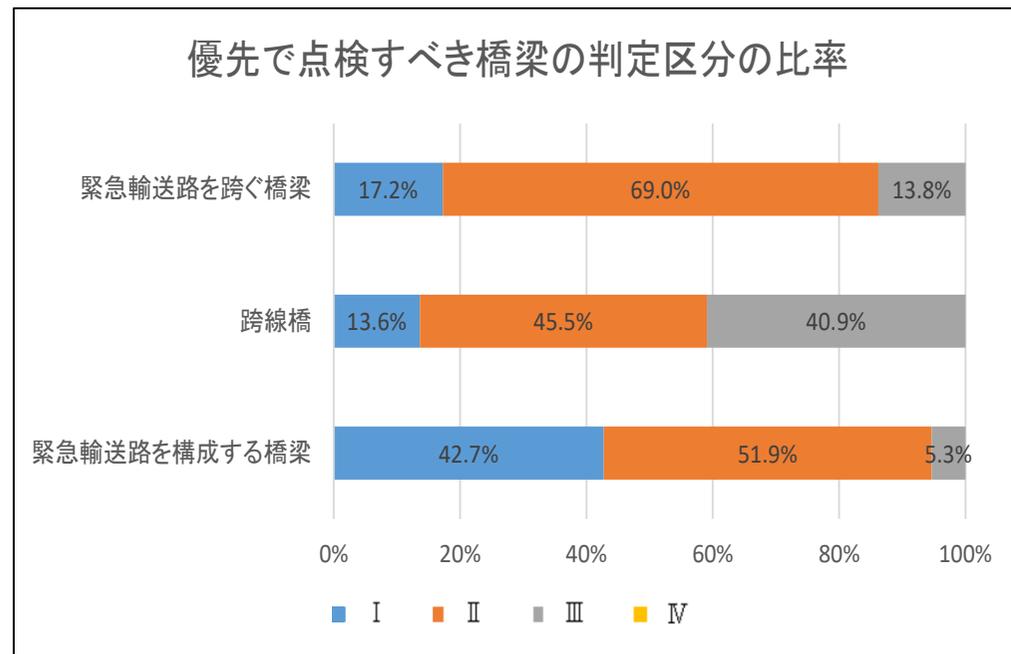
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

滋賀県内の令和3年度点検結果の速報について（優先で点検すべき橋梁）

令和3年度管理者別点検速報（優先で点検すべき橋梁）

令和4年3月末現在

	管理施設数	R3年度 点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	224	29	5	20	4	0
跨線橋	95	22	3	10	9	0
緊急輸送路を構成する橋梁	2,624	468	200	243	25	0



※ 管理施設数は令和3年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

令和3年度 滋賀県道路メンテナンス会議 活動報告

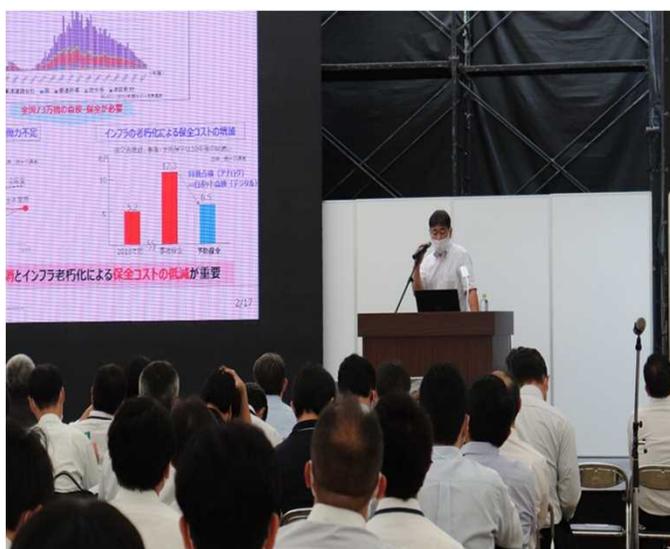
日 程	項 目	内 容
R3.7.1	近畿管内道路メンテナンス会議	道路の老朽化対策に関する最近の動向について 近畿道路メンテナンスセンターによる自治体支援について 点検支援技術性能カタログのデモ及びプレゼンテーション
R3.8.26	令和3年度 滋賀県道路メンテナンス会議	令和2年度点検結果（速報） 令和3年度点検計画 ほか
R3.11.15	令和3年度 滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会	道路メンテナンス年報の公表について 効率的な舗装の管理に向けた舗装点検等について ほか

令和3年度 近畿管内道路メンテナンス会議

最新の技術、知見の提供などを通じて、点検分野における新技術の活用、インフラのアセットマネジメントへの意識向上を目的に開催されました。



基調講演
道路の老朽化対策に関する最近の動向について



点検支援技術性能カタログのデモ及びプレゼンテーション



写真： 令和3年度 近畿管内道路メンテナンス会議
(令和3年 7月1日)

令和3年度 滋賀県道路メンテナンス会議

滋賀県道路メンテナンス会議は、道路法第28条の2に規定する協議会です。滋賀県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として平成26年5月に設立されました。令和3年度第1回会議では、令和2年度に実施した点検結果を速報するとともに、令和3年度の活動計画について意見交換をWeb形式にて行いました。



写真：令和3年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議
(令和3年8月26日)

令和3年度 滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会

連絡調整部会は、滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織として、滋賀県内の各道路管理担当者が相互に連絡調整を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として令和2年8月に設立されました。令和3年度会議では、公表される「道路メンテナンス年報」に沿って点検の実施状況、点検結果等について情報共有しました。また、効率的な舗装の管理に向けた舗装点検等について、意見交換を行いました。



写真：令和3年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会
(令和3年11月15日)

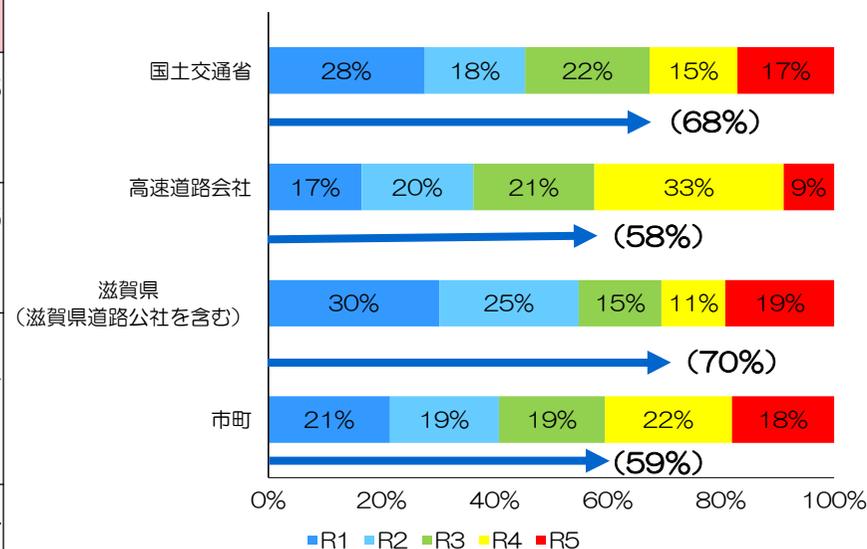
< 令和4年度における橋梁点検予定（各管理者別） >

○ 令和4年度は、国土交通省116橋、高速道路会社136橋、滋賀県348橋、市町1769橋の点検を実施する予定である。（令和4年3月末現在）

橋梁における各管理者別の令和4年度の点検予定

令和4年3月末現在

施設名	管理施設数	点検実施予定				
		R1 (実施数)	R2 (実施数)	R3 (実施数)	R4	R5
国土交通省	751	207 (207)	133 (133)	167 (165)	116	128
高速道路会社	403	67 (67)	80 (80)	100 (87)	136	36
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,085	931 (932)	791 (761)	501 (452)	348	592
市町	7,851	1,634 (1,694)	1,500 (1,518)	1,429 (1,483)	1,769	1,424
合計	12,090	2,839 (2,900)	2,504 (2,492)	2,197 (2,187)	2,369	2,180



※ 令和4年度点検予定数は、令和4年3月末現在の予定件数であり、今後に変更が生じることがあります。橋梁の架替、撤去等により管理施設数と点検実施数の合計が合わない場合があります。

令和4年度滋賀県道路メンテナンス会議 活動計画（案）

日 程	項 目	内 容
R4.5.20	近畿管内道路メンテナンス会議	道路の老朽化対策に関する最近の動向について 自治体支援の取組と点検支援技術等の活用状況について 民間業者による新技術の実証実験報告会
R4.8.25	令和4年度 滋賀県道路メンテナンス会議	令和3年度点検速報 令和4年度活動計画 ほか
R4.11頃	令和4年度 滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会	道路メンテナンス年報の公表について ほか
R5.2頃	令和5年度 滋賀県道路鉄道連絡会議	跨線橋の点検及び 修繕の実施状況 ほか
未定	点検支援技術活用講習会	未定

- 各種会議などの開催時期及び内容は、現時点での予定であり、変更となる場合があります。